事務局長　皆様、おはようございます。
本日は、大変雪の多い中会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
前回の総会におきまして、豪雪対策本部が設置されたことをお話ししましたけれども、その対策本部会議におきまして、被害状況の報告がございましたので、参考までに豪雪被害状況という一枚物の資料をお配りしております。ご覧いただければと思います。資料の１番のところが人的被害件数、２番は建物の被害件数、そして３番が農業関係の被害件数でございますが、２月８日現在で３８４件の被害が報告されております。主に水稲育苗用パイプハウスの被害が多く、２６０件となっておりまして、今後雪解けが進みますと、さらに被害が増えることが予想されておりますので、市では、被害に対する支援策等も検討されているようでございます。
次に、欠席の届出ですが、９番、齊藤亘委員、１８番、佐藤吉男委員から出ております。
それでは、定刻より若干早いわけでございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第８回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
（午前１０時　開会）

事務局長　会長からご挨拶がございます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回、１月８日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第８回総会までの業務報告書をご覧願います。
１月８日は、第７回農業委員会総会を、神岡農村環境改善センターにおいて委員１８名、推進員２３名の出席をいただき開催しております。
次に、１月１５日には広報専門委員会を、委員８名の出席をいただき開催しております。４月１日発行の農業委員会だより第２０号に掲載する内容等についてご協議いただいております。
その他につきましては、資料のとおりとなっておりますのでご確認いただきたいと思います。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、１７番、佐々木忠永委員、１９番、鈴木正雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和３年２月１０日提出

大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第１号の案件１番を議題とします。本案件は○○○、○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１ページ、１番をご覧ください。
農地の所在は、内小友○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田１８筆、合計、田１９筆、面積○○○○○○○平方メートルです。新規の使用貸借の設定です。
貸付人は、秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。借受人は、○○○○○○○○○○○で、○○○さん、６８歳です。
申請理由につきましては、１月総会での農地売買支援事業１０年分割払い型の利用による使用貸借になります。設定期間は１０年です。
この案件は、農地法第３条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号、案件１番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号、案件１番の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

次に、議案第１号の案件２番を議題とします。本案件は○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○○○○の退席を求めます。
（○○○○○　退席）

議　長　　事務局より説明を求めます。

参　与

２ページから４ページまでの２番を説明させていただきます。
農地の所在が、大仙市高城○○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○平方メートル外、田２３筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。新規の使用貸借権設定です。
貸付人は、秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。借受人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
申請理由につきましては、１２月総会での農地売買支援事業１０年分割払い型の利用による使用貸

借になります。設定期間は１０年です。
この案件は、農地法第３条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号、案件２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号、案件２番の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
○○○、○○○○○の入場を求めます。
（○○○○○　入場）

議　長　次に、議案第１号、案件３番から１４番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

５ページから６ページの４番をご覧ください。
農地の所在地は、花館○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田８筆、合計、田９筆、面積○○○○○平方メートルです。無償による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８４歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６６歳です。
申請理由につきましては、対象の農地は、現在作付されておらず荒廃が進んでいる状態となっています。また、譲渡人の○○さんは、後継者がおらず高齢であることから管理に困っており、今回、無償でも構わないので譲りたいとの意向で三浦功委員に相談、依頼の上、近隣を耕作している○○○○さんが譲り受けることとなったものです。譲受人は、農業のほか建設業を経営しており、重機を所持していることから、整備が必要とされる申請地の取得、耕作には適しているものと思われます。

次に、５番をご覧ください。
農地の所在地は、角間川町○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○平方メートル外、田１筆、合計面積○○○○○平方メートルです。無償による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、９０歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７１歳です。
申請理由につきましては、譲渡人の○○さんには後継者がおらず高齢者であり、離農したいと考えておりました。今回、以前より親交がある隣接する農地の所有者である○○○さんに相談の上、譲り渡すことになったものです。

１２ページ、１０番をご覧ください。
農地の所在は、大仙市寺館○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル外、田８筆、合計面積○○○○○平方メートルです。贈与による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、６２歳。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４０歳です。

申請理由として、当該農地はもともと〇〇さんの父の所有であり、負債整理のため〇さんに売買したものでした。〇〇さんの家で耕作を続け、このたび返済が終了したことから、登記を〇〇さんに戻すため贈与の申請があったものです。

私からは、その他の案件につきまして、その概要をご説明いたします。
議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました３件のほかに、有償所有権移転１件、賃貸借権設定の新規１件、使用貸借権設定の更新７件がございます。
２０ページから２１ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号が該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号、案件３番から１４番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号、案件３番から１４番までの「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和３年２月１０日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　本案件は〇〇〇、〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇〇〇の退席を求めます。
（〇〇〇〇　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２２ページ、１番をご覧ください。
位置図、配置図につきましては、資料１、２ペーになります。
転用する農地は、内小友〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル外、畑１筆、合計、畑２筆、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農作業小屋の増築に伴う所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、経営規模拡大のため、既存の農作業小屋の増築と駐車スペースなどの付帯施設の設置拡張を計画したものです。

売買価格については総額〇〇万円、１平方メートル当たりでは〇〇〇円となっております。立地基準につきましては、申請地は農用地区域内と農地に区分され、原則許可できないこととされておりますが、農地から農業用施設に転用する場合には、農地法第５条第２項により例外的に許可できることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　事務局から説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

高橋委員　１３番、高橋です。
１月２８日に、雪の中ではございますが現地を確認してまいりました。資料の位置図に分かるように、集落等の中に囲まれた孤立した農地でありますので、事務局の説明のとおり、問題ないものと判断してきました。よろしくお願いいたします。

事務局長　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
〇〇〇〇の入場をお願いします。
（〇〇〇〇　入場）

議　長　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和３年２月１０日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　議案第３号、案件８番から１０番及び８８番、８９番を議題とします。
本案件は〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、
議　長　〇〇〇〇の退席を求めます。
（〇〇〇〇　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２７ページ、８番から１０番、また、８３ページ、８８番、８９番をご覧ください。
関連がありますので、一括でご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大曲〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、田１１筆、合計、田１２筆、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、９１歳、外５人です。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、８番が、これまで作業受委託により耕作していた農地を、相対契約とするものです。
また、９番、１０番については、更新であります。
８８番については、これまで耕作していた〇〇さんの経営規模縮小に伴い、近隣で耕作しているかわのめが耕作するものです。
また、８９番については、８８番の所有者の〇〇さんがこれまで耕作していた農地でありますが、合わせて引き受けることとしたものです。
賃借料については、圃場の条件等により、１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇〇円となっております。また、契約年数については、８番から１０番については５年、８８番、８９番の農地中間管理事業については１０年となっております。経営転換協力金の受給に配慮した契約となっているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号の案件８番から１０番及び８８番、８９番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号、案件８番から１０番及び８８番、８９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇〇、〇〇〇〇の入場を求めます。
（〇〇〇〇　入場）

議　長　　次に、議案第３号の案件１１番を議題とします。
本案件は〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、〇〇〇〇の退席を求めます。
（〇〇〇〇　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２８ページ、１１番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市北楢岡〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル外、田１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６３歳。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４６歳です。契約期間は５年、賃借料は１０アール当たり○万円となっております。

申出理由といたしまして、○○さんは家族の病気により経営規模の縮小を考えておりました。そこで、近隣を耕作している○○さんに利用権の設定を申し出たところ、これに応じてくれたものです。

ただいまご説明いたしました１１番につきましては、農業経営基盤強化促進法１８条第３項の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号の案件１１番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号、案件１１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第３号、案件１２番を議題とします。
本案件は○○、○○○○○○○、○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○、○○○○の退席を求めます。
（○○○○、○○○○　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２８ページ、１２番を説明します。

利用権を設定する農地は、長野○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田３筆、計４筆、合計面積○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○、○○○○さん。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。

設定期間は、○○○が受けているほかの筆の賃貸借期間の周期等と合わせたため２年３か月、１０アール当たりの賃借料は○○○○○○○円となっております。

申請理由といたしまして、当該農地は、○○○○○さんが耕作しておりましたが、○○さんの父が○○○○を務める○○○○○○○○○○が経営規模拡大を目指していることから、○○さんから○○○に受け手を変更したいと考えて○○さんに相談し、○○さんがこれを了承してくれたものです。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号、案件１２番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号、案件１２番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○○、○○番、○○○○の入場を求めます。
（○○○○、○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第３号、案件９０番から９４番を議題とします。
本案件は○○○、○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○の退席を求めます。
（○○○　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

８４ページ、９０番から８６ページ、９４番は関連がありますので、一括で説明させていただきます。
農地中間管理機構を活用した一括方式による新規の賃貸借設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町斉内○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル外、田１７筆、計１８筆、面積○○○○○平方メートルです。
利用権を設定する方は、初めに、８４ページ、９０番が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７１歳です。次に、８４ページから８５ページの９１番は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８０歳です。次に、８５ページの９２番は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、９０歳です。次に、８５ページ、９３番は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７１歳です。次に、８６ページ、９４番、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８４歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は１０年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○円となっております。
申請理由といたしまして、５案件とも、現在圃場整備が行われている地域内で、高齢で労力不足による耕作が難しくなってきたため、○○○○○○○○○○○○○○○が借受けに応じてくれたものです。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているもの考えられます。よろしくご審議くださるようお願いします。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号、案件９０番から９４番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号、案件９０番から９４番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○の入場を求めます。
（○○○　入場）

議　長　　次に、議案第３号、案件１番から７番、１３番から８７番及び９０番から１６８番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

４２ページ、３０番から３２番まで関連がありますので、一括で説明します。
初めに３０番です。
利用権を設定する農地は、長戸呂○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
続いて３１番です。
利用権を設定する農地は、清水○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
続いて３２番です。
利用権を設定する農地は、清水○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
全て新規の利用権設定です。
これら３案件とも利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
理由といたしまして、３０番の○○さんと３２番の○○さんは、当該農地だけ遠隔地のため耕作不便に思っており、近隣を耕作している○○○○○○○○○○に相談の上、了承をいただいたものです。
また、３２番の○○さんの案件により、３１番、○○さんの当該農地１筆だけが○○○○○○○○○が耕作している農地に囲まれることとなりました。そこで、○○○○○○○○○としては、耕作の効率を考慮し、○○さんの農地も借り入れて一団の農地として耕作したいと考え、○○さんに借入れを申し出て、○○さんがこれを了承したものです。
設定期間は５年、１０アール当たりの賃借料は○万円から○○○○○○○円と金額に大きな開きがありますが、これは前述の申出理由と圃場条件等を勘案し、それぞれ双方合意の上で決定した金額となっております。

８６ページ、９５番から１４４ページ、１６８番までをご説明します。
農地中間管理事業を使いました賃貸借権の設定であります。
８６ページ、９５番です。
利用権を設定する農地は、大仙市大曲西根○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田４筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん外８０名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん外３８名です。総計８１件、田５５１筆、畑６筆、合計面積○○○○○○○○○○○平方メートルです。
１０アール当たり賃借料につきましては、田が○○○○○円から○○○○○○○円。畑も、使用貸借から○○○○○○○円と幅があります。これは、圃場条件やこれまで賃貸借していた経緯などの理由が考えられます。設定期間は、１８８番及び１９９番が５年、１６７番及び１６８番が１５年、それ以外の案件は１０年となっております。
詳細につきまして、一部ご説明いたします。

９７ページ、１１５番の１０アール当たり賃借料は、杉山田〇〇〇の畑は使用貸借で、〇〇〇〇２筆を総額〇万円という申出により、面積で割り返したものになります。
１１１ページ、１２８番から１３０番の賃借料が低いのは、農地の形状が悪く耕作が不便であるため、１０アール当たり〇〇〇〇〇円となっています。
１１９ページ、１４０番から１４６番の農地を耕作する〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、権利設定後の借受面積が〇〇〇アールとなっております。
ご説明した以外の１案件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

私からは、その他の案件につきましてご説明いたします。
議案第３号、案件１番から７番、１３番から８７番及び９０番から１６８番までにつきましては、ただいま説明いたしました７７件のほかに、所有権移転７件、賃貸借権設定の新規１３件、更新５９件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除いて、低いほうでは、１０アール当たり〇〇万円から〇〇万円と幅がございます。これは、地域の圃場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。
次に、田の賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり〇〇〇〇〇円、高いほうでは〇〇〇〇〇〇〇円となっております。圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号、案件１番から７番、１３番から８７番及び９０番から１６８番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号、案件１番から７番、１３番から８７番及び９０番から１６８番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」を議題とします。

事務局長　　議案第４号　農地法第３条目的の買受適格証明願いについて
農地法第３条目的の買受適格証明願いが、下記農地についてあったので審議を求める。
令和３年２月１０日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
なお、買受適格証明願いについては、今回適格者として認められた方が落札し農地法第３条の許可申請をする際、次回の総会に諮ることなく許可をして差し支えない旨を併せてご審議いただきますようお願い申し上げます。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

本日お配りした資料の中に、Ａ４サイズで「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」と、次のページ、公売公告と印刷されている用紙をご覧ください。

通常であれば、毎月２０日頃まで申請のあったものについて、案件の内容を印刷した議案書を事前に皆様にお渡しした上で審議いただくことになっております。しかし、買受適格証明願いにつきましては、競売を公告した○○○○○○○○○○○○○の入札公告及び期間の関係から、申請期限日までに申請できないこともあるため、総会前日まで受け付けることとしており、議案書配付以降に申請のあった案件については、総会当日に議案書をお配り審議いただくことになっております。

それでは、案件の内容についてご説明いたします。

令和３年２月２日に、○○○○○○○○○○○○○から期間入札の公告がなされ、これに対し、令和３年２月４日付で買受適格証明願いの申請がありました。

農地の所在は、大仙市高関上郷○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。

所有者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。申請者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。入札期日は、令和３年２月１５日です。

理由といたしまして、○○さんは、申請農地を耕作しており、これからも耕作する意志があることから、申請農地を自作地とするため入札に参加したいと考え、入札期日前に開催される今総会での申請となったものです。

議案書下段の農地法第３条調査書をご覧ください。

農地法第３条第２項各号には該当しない旨を記載したものですので、ご確認ください。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号の「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」は、申請者を適格者であると認め、併せて、この方が落札して当委員会へ農地法第３条許可申請された際、証明書交付時と事情が異なると認められないときは、次回の総会に諮ることなく、直ちに農地法第３条許可をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号の「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」は、原案のとおり交付することに決定しました。

議　長　　これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか、事務局のほうから何かありませんか。
（なしの声）

議　長　　委員の皆様から何かありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして第８回大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦労さんでした。

（午前１０時４６分　閉会）